

令和2年(2020年)度 茨城県不妊治療費助成事業のご案内



■この掲載内容は基本情報ですので、申請手続き・助成内容についてはお住まいの住所を管轄する保健所へ必ずご相談ください。

■対象となる治療

体外受精又は顕微授精（これらの治療の過程で行う精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）も含む）

※各都道府県・政令指定都市・中核市が指定した医療機関において実施した保険適用外の治療が対象です。（茨城県の指定医療機関は裏面参照）

※卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合は、助成の対象になりません。

※採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも助成の対象になります。

※令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日の間に終了した治療が対象となります。

「治療が終了した日」とは、妊娠判定日または医師の判断により治療を終了した日（医師が受診等証明書に記載した治療期間の末日）となります。

■対象者 次の全ての要件に該当している方が対象です。

- (1) 治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦
- (2) 夫又は妻のいずれか一方が県内(中核市を除く)に住所を有すること
- (3) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 申請日の前年(申請日が1～5月の場合は前々年)の夫婦合算の所得の額が730万円未満であること

※新型コロナウイルスの影響による要件緩和については「令和2年(2020年度) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応」(年齢・所得要件の緩和)をご確認ください。

■助成を受けられる回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢が	39歳までの方	…通算6回まで
	40歳～42歳の方	…通算3回まで

※助成回数は、他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます。

※平成27年度までに通算の助成年数が5年に達したときは、助成上限回数に満たない場合であっても、助成対象にはなりません。

■助成限度額 1回の治療につき、以下の金額を限度に助成します。

①初回(通算1回目)の助成の場合	30万円まで（治療ステージ(下表参照)がC, Fの場合:7万5千円まで)
②通算2回目以後の助成の場合	20万円まで(治療ステージがC, Fの場合:10万円まで)
③体外受精又は顕微授精の治療の一環として男性不妊治療(精巣又は精巣上体から精子を採取するための手術)を行った場合(治療ステージCを除く)	①又は②に追加で 男性不妊治療初回 30万円まで(*) 通算2回目以降 20万円まで *なお、平成31(2019)年3月31日以前に治療を開始した場合には、初回の助成額が20万円までとなります。

※「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、採卵、採精、受精、胚移植を経て、妊娠の確認検査まで(または医師の判断によりやむを得ず治療を終了したときまで)の過程を指します。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなします。

<体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲> の部分が助成対象となる治療です。どのステージに該当するかは主治医にご確認ください。

治療内容	採卵まで				採精(夫)	受精(顕微授精・培養)	胚移植					助成対象範囲
	自然周期で行う場合(もあり)	薬品投与(市販薬)	薬品投与(注射)	薬品投与			新鮮胚移植	凍結胚移植	凍結胚移植	凍結胚移植	凍結胚移植	
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日	7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施												助成対象
B 凍結胚移植を実施*												助成対象
C 以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施												助成対象
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了												助成対象
E 受精できず												助成対象
F または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止												助成対象
G 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止												助成対象
H 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止												対象外
I 採卵準備中、体調不良等により治療中止												対象外

* B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も助成の対象とします。

■申請手続き



※1回の治療毎に、その治療が終了してから申請して下さい。
※申請前に必ず保健所へご相談下さい。

申請期限	備考
1回の治療の終了毎に、その治療が終了した日から起算して(治療終了日を含めて) 60日以内 ただし、令和2(2020)年度治療終了分の最終申請期限は、 令和3(2021)年3月末日 です。	下記のいずれかのやむを得ない理由により申請期限以内に申請ができない場合は、速やかに住所を管轄する保健所までご相談下さい。 ・受診等証明書等の発行に時間を要した場合 ・夫婦双方とも病气入院・長期出張・罹災等があった場合 ・県外からの転居等、申請期限を知ることができなかった場合

■申請に必要な書類等 ※要件が確認出来ない場合は、下記以外の書類が必要になる場合があります。

1	茨城県不妊治療費補助金交付申請書(様式第1号)(ご夫婦で記入)	<書類の取得方法> 1, 2, 7の用紙・・・保健所 県のホームページ 4, 5・・・お住まいの市町村 6・・・本籍地のある市町村
2	茨城県不妊治療費助成事業受診等証明書(様式第2号)(指定医療機関が作成) ※ 指定医療機関が他院に依頼して行った治療・投薬等の治療費も助成対象となります。 これらの領収書を持って行き、合算した金額を記載してもらってください。	
3	治療費の領収書・明細書(受診等証明書に記載された治療期間内の保険外診療分すべて) ※ 必ず領収書の原本をお持ちください。(原本の返却ご希望の方は、必ず原本のコピーを併せてお持ちください。) ※ 領収書で金額の明細が確認できない場合は、医療機関発行の明細書も添付してください。 ※ 受精胚等の管理料(保管料)、入院室料、食事代、文書料、時間外加算は助成対象外です。 ※ 指定医療機関が他院に依頼して行った治療・投薬があった場合は、その領収書や明細書も添付してください。	
4	世帯全員の住民票(発行から3ヶ月以内で、マイナンバーの記載のないもの) ※ ご夫婦それぞれの「続柄」、「戸籍筆頭者」の表示を省略しないもの。 ※ 住民票の記載内容により、ご夫婦の婚姻関係が確認できない場合は、戸籍謄本も必要です。(ご夫婦の住所が異なる場合など) ※ 同じ年度内に2回目以降の申請をするときで、住所変更等がない場合は、提出を省略することができます。	
5	夫及び妻の市町村県民税課税証明書 各1通(所得額及び各控除額が記載されているもの) 令和2(2020)年4・5月申請の場合 …平成31年度(平成30年1月～12月の所得分)の課税証明書 令和2(2020)年6月以降申請の場合 …令和2年度(平成31年1月～令和元年12月の所得分)の課税証明書 ※ 所得がない場合や非課税の場合でも、夫妻それぞれの証明書が必要です。(非課税証明書の場合もあります) ※ 同じ年度内に2回目以降の申請をするときで、必要な課税証明書の年度が前回申請と同じ場合は、提出を省略することができます。	
6	戸籍謄本(新規申請(通算1回目)の方のみ)(発行から3ヶ月以内のもの) ※ 治療開始日に夫婦の婚姻関係があったことを確認する必要があります。	
7	茨城県不妊治療費補助金交付申請に係る同意書(別紙1)(該当者のみ(平成16年度以降に県内に転入してきた方等))	
8	印鑑(申請の際に訂正印等が必要になる場合がありますので、念のためお持ち下さい)	

■茨城県指定医療機関一覧

令和2年4月1日現在、所在地行政順

	医療機関名	電話番号	所在地	A	B
1	福地レディースクリニック	0294-27-7521	日立市鹿島町2-17-4	●	●
2	いがらしクリニック	0297-62-0936	龍ヶ崎市4659-3	●	●
3	根本産婦人科医院	0296-77-0431	笠間市八雲1-4-21	●	●
4	筑波大学附属病院	029-853-3900	つくば市天久保2-1-1	●	●
5	筑波学園病院産婦人科	029-836-1355	つくば市上横場2573-1	●	●
6	つくばARTクリニック	029-863-6111	つくば市竹園1-6-1つくば三井ビル4階	●	●
7	つくば木場公園クリニック	029-836-4123	つくば市松野木101-6	●	●
8	遠藤産婦人科医院	0296-20-1000	筑西市中館130-1	●	●
9	小高医院	0299-58-3185	小美玉市田木谷169-3	●	●

医療機関の所在地の都道府県、指定都市及び中核市で本事業の指定医療機関とされている場合は、助成対象となります。県外の指定医療機関をお調べになりたい場合は、県ホームページをご覧ください。か、保健所へお問い合わせください。

A: 体外受精の臨床実施
B: 顕微授精の臨床実施

■水戸市(中核市)指定医療機関一覧

	医療機関名	電話番号	所在地	A	B
1	石渡産婦人科病院	029-221-2553	水戸市上水戸1-4-21	●	●

■相談・申請窓口 ※ご夫婦で住所が異なる場合には、代表申請者の住所地を管轄する保健所に申請してください。

保健所名	担当課	電話番号	所在地	管轄市町村
中 央	健康増進課	029-244-2828	水戸市笠原町993-2	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひ ち ち な か	健康増進課	029-212-7272	ひたちなか市新光町95	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市
常 陸 大 宮 支 所		0295-52-1157	常陸大宮市姥賀町2978-1	東海村、大子町
日 立	健康増進課	0294-22-4192	日立市助川町2-6-15	日立市、高萩市、北茨城市
潮 来	健康増進課	0299-66-2118	潮来市大洲1446-1	鹿嶋市、潮来市、神栖市
銚 田 支 所		0291-33-2158	銚田市銚田1367-3	行方市、銚田市
竜 ヶ 崎	健康増進課	0297-62-2172	龍ヶ崎市2983-1	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町
土 浦	健康増進課	029-821-5398	土浦市下高津2-7-46	河内町、利根町
土 浦 市				土浦市、石岡市、かすみがうら市
つ く ば	健康増進課	029-851-9291	つくば市松代4-27	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑 西	健康増進課	0296-24-3914	筑西市甲114	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古 河	健康増進課	0280-32-3062	古河市北町6-22	古河市、坂東市、五霞町、境町

(※1)令和2年4月1日より水戸市在住の方は、水戸市保健所(電話029-243-7311)へご相談ください。

■不妊に関する相談窓口(茨城県不妊専門相談センター)

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が、無料で相談をお受けしています。県内2カ所(県央地区・県南地区)で個別面接相談、県央地区でグループミーティング(おしゃべり会)を実施しています。平日夜間や休日に完全予約制で開設していますので、詳細についてはお問い合わせ下さい。

▼相談予約受付・お問い合わせ先 茨城県産婦人科医会 電話029-241-1130(月～金曜日 午前9時～午後3時)

■県ホームページをご覧ください! ~いばらき 結婚・子育てポータルサイト~

県ホームページでは、申請書のダウンロードや助成申請に関するよくあるお問い合わせ(Q&A)、市町村独自の助成事業(一部の市町村)、国の制度改正等の情報を掲載しております。



ケータイでアクセス!
QRコードを携帯電話で読み取り簡単アクセス!

令和2年（2020年）度

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応

（年齢・所得要件の緩和）

国における要件の緩和を踏まえ、「令和2年度 茨城県不妊治療費助成事業のご案内」の対象者となる夫婦の「所得」及び「年齢」については、下記のとおり要件を緩和します。

現行制度（～令和元年度）	令和2年度の特例
<p>■対象者</p> <p>次の全ての要件に該当している方が対象です。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること</p> <p>(4) 申請日の前年(申請日が1～5月の場合は前々年)の夫婦合算の所得の額が730万円未満であること</p>	<p>■対象者</p> <p>次の全ての要件に該当している方が対象です。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること <u>ただし、令和2年度においては、次の場合も対象とする</u></p> <p>【年齢特例①】令和2年3月31日に妻の年齢が42歳である夫婦であつて令和2年4月1日以降に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあつては、治療期間の初日における妻の年齢が44歳未満であること</p> <p>(4) 申請日の前年(申請日が1～5月の場合は前々年)の夫婦合算の所得の額が730万円未満であること <u>ただし、令和2年度においては、次の場合も対象とする</u></p> <p>【所得特例①※】新型コロナウイルスの影響により所得が急変し、<u>夫及び妻の本年の所得の合計額が730万円未満（見込）であること</u></p> <p>【所得特例②※】新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合で、前々年の所得が730万円未満であること</p>
<p>■通算回数</p> <p>初回申請の治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は6回</p>	<p>■通算回数</p> <p>初回申請の治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は6回 <u>ただし、令和2年度においては、次の場合も6回とする</u></p> <p>【年齢特例②】令和2年3月31日に妻の年齢が39歳である夫婦であつて令和2年4月1日以降に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあつては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること</p>

※所得特例①及び②に該当する場合には、「令和2年（2020年）度 茨城県不妊治療費助成事業のご案内」に記載のある書類に加え、下記の所得急変の確認書類を持参ください。

■所得特例①の場合に必要な追加書類等

【所得急変の確認書類の例】

- ・所得急変前の課税証明書の写し等、会社作成の給与見込、計算の対象月の給与明細、賞与等の明細
- ・離職票・雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出
- ・新型コロナウイルス感染症に係る影響による収入減少があつた者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書 など

■所得特例②の場合に必要な追加書類等

夫及び妻の市町村県民税課税証明書（平成31年度及び令和2年度分）